

<一般委託>

市立保育園から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

標記産業廃棄物収集運搬業務委託の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市立保育園から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)の収集運搬を行うこと。
2	履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
3	施行場所	追浜保育園ほか6園 (詳細は別添市立保育園一覧のとおり)
4	予定数量	・缶・びん・ペットボトル (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 350kg ・容器包装プラスチック(廃プラスチック類) 490kg ・不燃ごみ(廃プラスチック類、金属類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 910kg *ただし、予定数量は目安であり、この重量を保証するものではない。
5	業務内容	①本市が指定した施設から排出した廃棄物の収集運搬(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を行う。 ②缶・びん・ペット、容プラスチック類は毎週1回、不燃ごみは月2回行うこととする。 ③3品目の全量を市が指定した処分受託者に搬入すること。(1か所) ④その他の詳細は、別添「市立保育園から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託詳細仕様書」のとおり。
6	特記事項	年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を継続する意思が無い場合等については、履行期間満了日の1ヶ月前までに通知すること。
7	適正な処理のため に必要な情報	(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿 それを原則ビニール袋(透明)でまとめ収集運搬がしやすいように排出する。 (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 性状の変化あり (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障 支障なし (4) 適正処理困難物について 排出しない (5) その他取扱う際に注意すべき事項 別添「市立保育園から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託詳細仕様書」のとおり
8	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
9	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を有すること。
10	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
11	支払方法	本件は各月末締めをもって業務実績に基づき受託者の請求により精算する。
12	その他事項	①電子マニフェストを利用すること。 ②この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	連絡先	こども育成部保育課 担当 沼澤 電話046-822-9003

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

施設等一覧表(7施設)

	施設名称	住所	排出場所までの車両進入状況	休園日(曜日)	備考
1	追浜保育園	横須賀市追浜本町2-1	横付け可	日・祝	
2	船越保育園	横須賀市船越町6-69	横付け可	日・祝	
3	森崎保育園	横須賀市森崎3-8-1	横付け可	日・祝	園の正面に接する道路が午前7時30分から午前8時30分まで進入禁止
4	鴨居保育園	横須賀市鴨居3-1-6	進入可	日・祝	新園舎まで進入可のため、園舎まで回収希望。駐車場あり
5	ハピランド保育園	横須賀市ハピランド2-12-17	横付け可	日・祝	園敷地内に駐車場あり
6	津久井保育園	横須賀市津久井2-14-22	横付け可	日・祝	
7	武山保育園	横須賀市武4-17-1	横付け可	日・祝	

令和4年度 市立保育園から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託 詳細仕様書

1 目的

本仕様書は、横須賀市（以下、「委託者」という。）がその事業活動に伴つて生じた産業廃棄物の収集運搬を、受託者に委託するにあたり、収集運搬を委託する産業廃棄物を適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守のうえ、委託者の指定する場所で産業廃棄物を収集し、委託者が委託した処分場所に搬入すること。

3 産業廃棄物の種類と数量

本市の事務所、事業所、施設（別添施設等一覧表にあるものをいう。以下「施設等」という。）が排出する「缶・びん・ペットボトル」（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）、「容器包装プラスチック」（廃プラスチック類）、「不燃ごみ」（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）。

ただし、次のものを除く。

- (1) 一辺の長さが 130 cm 以上のもの
- (2) 家電リサイクル法対象品
- (3) 小型家電リサイクル法対象品
- (4) 自動二輪車
- (5) 有害性物質を含むもの、危険性物質を含むもの
- (6) 特別管理産業廃棄物
- (7) 石綿含有産業廃棄物
- (8) 石膏ボード
- (9) 体温計・血圧計などの水銀式計測器
- (10) 電子機器
- (11) 練じ金具が大きく本体が分離困難であるバインダー
(戸籍台帳バインダーなど)
- (12) P タイル
- (13) 蛍光灯
- (14) ペンキ（液状）
- (15) コンクリート類（ブロック、レンガなど）
- (16) その他処理が困難なもの

産業廃棄物の数量は、次のとおりとする。

名称	産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物	数量 (kg)
缶・びん・ペットボトル	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	非該当	350
容器包装プラスチック	廃プラスチック類	非該当	490
不燃ごみ	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	非該当	910
合計			1,750

*ただし、数量は参考数値であり、この数量を保証するものではない。

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(12月29日から1月3日は除く)

※年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を継続する意思が無い場合等については、履行期間満了日の1ヵ月前までに通知すること。

5 収集場所・収集運搬の頻度及び処分先

委託者が指定する場所及び収集頻度はつぎのとおりとする。

収集する場所の名称：別紙「施設一覧」のとおり

収集する場所の所在地：別紙「施設一覧」のとおり

処分先：別紙「処分又は再生を行う事業場」のとおり

収集の頻度：

「缶・びん・ペットボトル」及び「容器包装プラスチック」は毎週1回、

「不燃ごみ」は月2回行うこととする。

6 使用車両について

○ ごみの収集に適している車両（パッカー車、アームロール車、平ボディ車）を使用することとし、業務開始前に報告すること。

(収集運搬車両届 別紙1)

○ 使用車両を変更する場合は、委託者に届けること。

○ 収集運搬する車両は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けるにあたって使用車両として届け出た車両であること。

7 収集日及び収集時間

(1) 収集曜日の設定

各施設の収集曜日は事前に各施設と協議の上、収集する方面によって設定するものとする。

(2) 日曜日・年末年始の取り扱い

日曜日及び年末年始の休庁期間（12月29日～1月3日）は、全施設において収集を行わないものとする。

(3) 収集時間

収集は、市が委託した処分事業場の営業時間までの間に収集を行うこと。原則として8:00より収集を開始すること。

収集可能時間より前に収集に来たために施設が排出できなかつた場合は、施設の希望する日に再収集しなければならない。ただし、開錠前に収集する必要がある場合は、施設と事前に協議すること。

また、事情により収集可能時間を過ぎても到着が困難と予想される場合は、受託者は当該施設に連絡し、調整をすること。

(4) 搬入時間

市が指定した処分事業場の営業日の営業時間内に搬入すること。

(5) 代休・臨時休業の取り扱い

施設から代休・臨時休業の連絡を受けた場合は、その日は収集しないものとする。ただし、それにより当該施設の廃棄物保管期間が一定の期間を超え、次回の収集まで廃棄物を保管し続けることが困難な場合は、当該施設は、受託者に代替収集日を設定できるものとする。

(6) 代替収集日

前項（5）の代替収集日については、受託者と施設の担当者が協議して決めることができる。なお、依頼が多くなると予想されるときは、事前に収集計画を提示してすることにより前掲の協議に替えることができるものとする。

8 施設の排出準備（廃棄物の計量・確認票の記入）

施設は、次の排出準備をしなければならないものとする。

(1) 袋詰め等

廃棄物は原則として袋（透明）に入れることとする。

ただし、傘の骨のように袋詰めが困難なものは他の荷姿（バラ、束）で排出することができるものとしその旨を受け渡し「確認票」に記載する。

(2) 計量

産業廃棄物の計量及び「確認票」の記入は施設等が行うものとする。

(3) 確認票の作成

施設は（2）の計量数値に基づき「確認票」に記入し、収集時に受託者に交付できるようにしておくこととする。

9 事前準備及び収集運搬

(1) 事前準備

ア 収集曜日の設定について

受託者は、収集業務を行う前に、本仕様書の「7 収集日及び収集時間」の定めるところにしたがって収集曜日を設定し、「収集曜日表」を指定された日までにこども育成部保育課に提出すること。（「収集曜日表」については、任意の書式で提出すること。）

イ 収集順路の設定について

受託者は、収集業務を行う前に、本仕様書の「7 収集日及び収集時間」の定めるところにしたがって収集曜日を設定し、実際に走行テストなどを行い時間内に収集可能であることを収集開始日までに確認すること。

ウ 処分受託者との打ち合わせ

受託者は、円滑に業務を進められるよう、処分受託者と事前に必要な打ち合わせを行うこと。

(2) 収集運搬

ア 確認表の確認

受託者は収集日に収集場所に到着した時、施設が用意した「確認票」の記載内容と排出物との内容を照合・確認すること。

確認票は施設の職員が直接、受託者に交付する。ただし、施設の業務事情により直接交付できない場合に限り、あらかじめ収集場所に置いておくことも可とする。（ポストなどを活用）

また、記載方法について内容の誤りに気付いたときは、その場で施設の職員に訂正を求める。

イ 収集・処分の拒否について

受託者は、次に該当する場合に限り、該当する廃棄物の収集を拒否することができるものとする。なお、その場合は、施設に事情を説明すること。

（ア） 施設が本仕様書「3 産業廃棄物の種類」に該当しないものを排出したとき。

（イ） 本仕様書に従った方法で廃棄物の排出準備をしていない時、又は確認票に記載されている数量より明らかに数値が異なるとき。

（ウ） 確認票がないとき。

ウ 収集のキャンセル

臨時休園等の理由によりキャンセルするときは、原則として各施設が受託者に直接連絡するものとする。

(3) 処分先事業場への搬入

- ア 処分先事業所には、品目ごとに搬入すること。
イ 搬入について問題が発生しそうな時は、早めに委託者と処分受託者に相談し、トラブルを未然に防ぐこと。

10 義務と責任にあっては次のとおりとする。

(1) 委託者

- ア 委託者は、委託契約する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜または、受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

産業廃棄物の名称	缶・びん・ペットボトル	容器包装 プラスチック	不燃ごみ
産業廃棄物の発生工程	業務	業務	業務
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状 袋詰・バラ	固形状 袋詰・バラ	固形状 袋詰・バラ
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	あり (食品容器付着物の腐敗による可能性)	あり (食品容器付着物の腐敗による可能性)	あり (食品容器付着物の腐敗による可能性)
日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	なし	なし	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし	なし	なし
石綿含有産業廃棄物の有無	なし	なし	なし
許可を受けて輸入された廃棄物の事項	なし	なし	なし
注意事項	本仕様書 9 参照	本仕様書 9 参照	本仕様書 9 参照

- イ 委託者は「3 産業廃棄物の種類と数量」並びに「本条ア」の情報に変更が生じる場合は、受託者に対して事前に情報提供しなければならない。

(2) 受託者

ア 受託者は、産業廃棄物を施設から処分先事業場に搬入するまでの間は責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書（完了届）を作成し委託者に提出する。また、この業務が完了したときは、委託者の指定する職員の検査を受けなければならない。

前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、委託者の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

11 委託代金の請求

本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。

ただし、消費税として積算額に税率相当額（円未満の端数切捨て）を加算するものとする。

12 法令の遵守

委託業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「横須賀市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、その他 の関係法令を遵守しなければならない。

13 その他の諸注意

- (1) 作業中は安全を期し、事故防止について留意すること。
交通安全に留意し、事故が生じた場合は、受託者が適切な対応を行うこと。また、速やかにこども育成部保育課に連絡すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

〈仕様書5関係〉

処分又は再生を行う事業場（缶びんペットボトル）

1 中間処分先

事業場の名称 :	環境衛生管理 株式会社
所 在 地 :	神奈川県横須賀市長沢5-3241番地
処 分 の 方 法 :	缶：選別 びん：選別（破碎）ペットボトル：選別
施設の処理能力 :	416t／日

2 最終処分先または再生先

○最終処分（びん）

事業場の名称 :	岡山北エバーグリーン 株式会社
所 在 地 :	岡山県加賀郡吉備中央町大竹字笹ヶ谷6536番1外3筆
処 分 の 方 法 :	安定型
施設の処理能力 :	537,870立方メートル

○再生（缶）

事業場の名称 :	木村金属工業 株式会社
所 在 地 :	神奈川県横須賀市内川2-4-36
再 生 の 方 法 :	破碎壳却（金属くず）
施設の処理能力 :	

○再生（ペットボトル）

事業場の名称 :	株式会社 クイーンズコーポレーション
所 在 地 :	神奈川県横須賀市長沢5-4-17
再 生 の 方 法 :	破碎壳却（廃プラスチック類）
施設の処理能力 :	

処分又は再生を行う事業場（容器包装プラスチック）

1 中間処分先

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社
所在地 : 神奈川県横須賀市長沢5-3241番地
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 4. 64t／日

2 最終処分先または再生先

○最終処分

事業場の名称 : 大青工業 株式会社
所在地 : 宮城県仙台市太白区坪沼字硯石56
処分の方法 : 安定型
施設の処理能力 : 120,000立方メートル

○最終処分

事業場の名称 : 岡山北エバーグリーン 株式会社
所在地 : 岡山県加賀郡吉備中央町大竹字笹ヶ谷6536番1外3筆
処分の方法 : 安定型
施設の処理能力 : 537,870立方メートル

○再生

事業場の名称 : 株式会社 シンシア
所在地 : 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-8-2外
再生の方法 : 焼却後再生利用
施設の処理能力 : 372t／日

処分又は再生を行う事業場（不燃ごみ）

1 中間処分先

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社
所在地 : 神奈川県横須賀市長沢5-3241番地
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 4,64t／日

2 最終処分先または再生先

○最終処分

事業場の名称 : 大青工業 株式会社
所在地 : 宮城県仙台市太白区坪沼字硯石56
処分の方法 : 安定型
施設の処理能力 : 120,000立方メートル

事業場の名称 : 新井総合施設 株式会社
所在地 : 千葉県君津市怒田字花立643-1
処分の方法 : 管理型
施設の処理能力 : 1,000,000立方メートル

事業場の名称 : 岡山北エバーグリーン 株式会社
所在地 : 岡山県加賀郡吉備中央町大竹字笛ヶ谷6536番1外3筆
処分の方法 : 安定型
施設の処理能力 : 537,870立方メートル

事業場の名称 : 株式会社 ジャパンクリーン
所在地 : 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木109他
処分の方法 : 管理型
施設の処理能力 : 48,921立方メートル

事業場の名称 : 神座興産 株式会社
所在地 : 静岡県島田市身成字ウラヤマ1025番1外15筆
処分の方法 : 管理型
施設の処理能力 : 125,719立方メートル

市施設産業廃棄物収集運搬登録車両届

(別紙 1)

年　月　日

(あて先) 横須賀市長

住 所

氏 名

電 話

以下のとおり、市施設産業廃棄物収集運搬車両を登録いたします。

【登録年月日】 年 月 日

【登録理由】 _____

登 録 車 両 内 訳	No.	車両番号	車体の形状	最大積載量	車両重量	
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					

事務処理欄

※車検や故障などで車両の入れ替えを行う際は、収集作業で使用する前に必ず本届をしてください。なお、緊急時の変更の場合は、FAXにて事前に連絡し、本書を後日提出してください。

※新しく登録する車両の「No.」に○を付けてください。